

※契約する際には区と受託者との協議により、
この仕様書の内容を一部変更する場合がある。

仕様書

1 件 名 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための
調査等業務委託

2 履行期限 契約締結の翌日から令和5年3月15日まで

3 履行場所 新宿区指定の場所

4 標準仕様書

本仕様書に定めのない事項は、下記標準仕様書等によるものとし、東京都は新宿区と読みか
えるものとする。

(1) 設計委託標準仕様書（東京都建設局）

5 提出物

受託者は、契約後、速やかに「受注者等提出処理基準（東京都建設局）」に基づく書類を作成
し提出するものとする。

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量
調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情
報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受け
たうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、
変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10
日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正
が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から
10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督
員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更
時の提出を省略することができるものとする。

なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

6 目的

自転車を取り巻くさまざまな問題を解消し、快適な都市環境の維持・向上を目的とした現行
の計画（「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」（以下、「新宿区自転車総合計画」
という。))が平成30年度から令和9年度までの計画期間となっている。社会情勢等の変化や
現計画の進捗状況を評価し、計画期間後期にあたる令和5年度から令和9年度までの5年間の
新宿区自転車等に関する総合計画を改定する。また、「新宿区自転車活用推進計画」を新たに策
定し、「新宿区自転車総合計画」と統合した上で一体的に策定する。

本業務では、計画策定のための調査等を行うことを目的とする。

7 委託内容

- (1) 現行の新宿区自転車総合計画（平成30年度から令和4年度）の調査・分析・検証
 - ・上位計画等の整理
 - ・現行計画の進捗、評価目標の調査・分析・検証、新たな目標の設定等
 - ・自転車利用実態の把握、分析、課題抽出（公共交通の運行状況、人口分布、駅端末交通手段、新たな日常への対応）等
- (2) 自転車活用推進計画の策定に向けた調査・分析
 - ・計画策定に向けた課題の整理、自転車利用実態の把握、分析（公共交通の運行状況、人口分布、駅端末交通手段、新たな日常への対応）等
 - ・計画の基本方針の設定
 - ・新宿区自転車ネットワーク計画（2019年3月）の関連付け
 - ・具体的な施策の検討
- (3) 自転車の利用等に関する実態調査の実施（アンケート調査等）

自転車等駐車に関する状況整理を行うとともに、自転車に関する現状の交通状況、区民ニーズを把握するためのアンケート調査等を実施し、新宿区自転車総合計画（改訂版）の基礎資料とする。

 - ・アンケート調査設計、作成、郵送、集計及び分析等、調査分析に必要な事項

対象は、区民用1,000サンプル程度を想定している。

なお、社会情勢等も鑑み、発注者と協議のうえ調査内容や調査方法等については、変更することができるものとする。
- (4) 新宿区自転車等駐輪対策協議会等の運営支援

新宿区自転車等駐輪対策協議会を4回程度開催する。

 - ・会議資料の作成、印刷（各回30部程度）、関係機関への調査
 - ・会議運営進行支援
 - ・議事録作成等
 - ・協議会委員用の飲み物の用意

必要に応じて、委員の人数分（各回20本程度）の飲み物を用意すること。

なお、可能な限り缶類等で蓋ができるものとし、プラスチックの排出削減に努めること。
- (5) 骨子案の作成

調査結果等を踏まえ本区の特長や課題を検証し、自転車等の利用と駐輪対策等に関する総合計画（改訂版）の骨子案（新宿区自転車活用推進計画を含む）を作成する。

骨子案のための資料作成における視点としては以下のものとする。

 - ①現行の新宿区自転車総合計画における目標達成状況等の分析・検証
 - ②関連する法令、国等の上位計画、区の行政計画等の変更点や社会情勢の変化等を踏まえた自転車施策の検討
 - ③新たな施策、目標、指標等の設定

- ④自転車活用推進計画の内容整理（観光への活用、健康づくり、環境負荷低減、災害時の活用等）
- ⑤新宿区自転車ネットワーク計画（2019年3月）との連携
- ⑥その他

(6) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、新宿区自転車総合計画（改訂版）（素案）、及び概要版（素案）を作成し、データ提供、印刷等を実施すること。

なお、印刷部数については、新宿区自転車総合計画（改訂版）（素案）、及び概要版（素案）ともに50部程度の印刷を予定している。

また、パブリックコメントで得られた意見を集約、整理し計画に反映させること。

(7) 業務打合せ等

円滑な業務遂行のため、監督員と業務打ち合わせを実施すること。

打合せ回数は初回、中間、完了あわせて5回程度予定している。

なお、打合せ等に参加した際は必ず議事録を作成し提出すること。

8 成果品

成果品の提出にあたっては、「設計委託標準仕様書」に定められた成果品項目及び数量、その他監督員の指示するものを揃え、それぞれ2部提出すること。

ただし報告書については、金文字製本1部、ファイル製本1部で、図面以外はA4版を原則とすること。

なお、監督員と協議のうえ、成果品、仕様等について変更することができる。

(1) 計画書 200部

A4版・無線綴じ製本 表紙：色紙再厚口、本文両面カラー印刷 紙44.5kg

※作成に当たっては上記同等品以上とし、使用する紙については、グリーン購入法に適合した紙を使用するなど環境に配慮すること。なお、詳細については監督員と協議すること。

(2) 概要版 200部

A3版等両面カラー印刷 紙44.5kg

※作成に当たっては上記同等品以上とし、使用する紙については、グリーン購入法に適合した紙を使用するなど環境に配慮すること。なお、詳細については監督員と協議すること。

(3) 電子データ（CD-R等） 金文字製本1部、ファイル製本に各一式

提出物については、すべて電子データ化し、以下の形式で提出すること。

報告書関係：ワード、エクセル、PDF形式

なお、図面がある場合は、AutoCADの他、Jw-CAD形式で提出すること。

（Versionについては監督員に確認すること。）

9 納入場所

新宿区みどり土木部交通対策課

10 身分証明書、腕章

調査等の業務により現場での作業を行う場合においては、受託者は、区に身分証明書発行願及び作業員名簿を提出し、区は名簿に基づき受託者に身分証明書を発行し、腕章を貸与する。

受託者は、現場での作業中必ず身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。本委託業務完了若しくは区の指示があった場合、速やかに身分証明書及び腕章を返還すること。

11 安全対策

本委託業務の現場での作業にあたっては、監督員と事前に協議の上実施すること。また、現場での作業実施にあたっては、車両及び歩行者の安全を確保し、監督員の指示があれば従うこと。

また、作業に伴い道路使用許可、道路占用許可等が必要な場合は、受託者により所定の手続きを行うこと。

12 環境マネジメント

本委託業務を実施するにあたっては、新宿区環境マネジメントの取組みに協力すること。

13 ディーゼル自動車規制に適合する自動車による配送

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 所有権

本委託業務に関する成果品の所有権は区に帰属するものとする。

15 機密の保持

受託者は本委託業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本委託業務に伴う成果については、区の許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

16 契約代金の支払

業務完了後、所定の検査に合格したのち、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

17 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

18 その他

履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を促進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。